

ナポレオン三世の経済改革

梅津博道*

Napoléon III's economic reform

Hiromichi Umetsu *

Received October 31, 2006

Abstract

Napoléon III, as an Emperor of the Second Empire, was said to be so foolish an emperor as to bring to France a crushing defeat in the battle with Prussia in 1870. But, France owes very much to him: Paris, attractive small towns, contribution to the “Industrial Revolution”. As economic reform, he built railway and banking system, and did away with approval from the State in the case of company establishment. In the presence of those who opposed this reform, it was up to him to make up his mind.

まえがき

マルクスとヴィクトル・ユーゴーの悪しき影響で、ナポレオン三世^{(1),(2)}の評判は極めて悪い。彼は無能で好色な悪党だと思っている人も多い。しかし現在のフランスから彼の遺産をつぶさに検討すると、フランスが彼に負っているものが意外に大きいことに気づくはずである。本稿ではナポレオン三世の銀行改革（経済の血液であるカネを大衆から集めて企業に貸付ける装置）、会社法改革（リスクを負担して事業を行ない利益を株主間で分配する装置）を中心に彼の経済改革を検討する。企業と銀行がうまく機能することによりフランス経済が順調に発展したのである。

フランスという国は、1789年の革命（フランス革命）で共和国政体を取ったこともあって、共和主義の原理に従って運営されている。ナポレオン三世（Napoléon III, 1808-73年, 在位1852-70年）の政権は第二帝政（Le Second Empire）といわれ、幸か不幸か、最後の非共和

* 教育能力開発センター
Center of Development for Education

主義政体である。フランス人の嫌いな政治家という点では、ナチス占領時代のフィリップ・ペタン元帥と双璧かも知れない。

フランスの街路名には、人名、地名、日附などが用いられるが、命名は政治的行なわれることが多い。悲惨な印象が強いせいか、フランス革命の大立者であるロベスピエールやマラの名を附した通りは存在しない。パリの（旧）オペラ座近くに「九月四日通り」（Rue du quatre-septembre）という街路があるが、この通りは以前は「十二月十日通り」（Rue du dix-décembre）と呼ばれていた。ルイ＝ナポレオン・ボナパルト Louis-Napoléon Bonaparte（後のナポレオン三世）が第二共和政下で大統領に当選したのが1848年12月10日で、この日を記念して（旧）「十二月十日通り」と命名され、普仏戦争の恥ずべき敗戦を経て、第三共和国成立の日（＝第二帝政崩壊の日＝1870年9月4日）を附した改名がなされたのである。ついでにいうと、パリ市は、1990年、北駅近くの（旧）「ルーベ広場」（Place de Roubaix）を「ナポレオン三世広場」（Place de Napoléon III）と改めたので、パリに初めてナポレオン三世の名をつけた通りが誕生した。これをみても、愚かで好色な史上最低の皇帝との悪評が、かなり根深いものであることがわかっていくというものである。

ところで、ナポレオンといえば、第一帝政の皇帝、ナポレオン一世が直ちに思い浮ぶが、こちらはフランス人にも評判がよい。一世は無類の戦さ上手で、ヨーロッパにおけるフランスの領土を拡大した。内政でも、ナポレオン法典の制定など、近代国家の基礎を作った偉大な功績がある。しかし、彼が多くのフランス人の血を流して獲得した領土は、今フランスには残っていない。これと比べると、甥の三世の方は、プロイセンと戦って敗れ、スタダンで捕虜になるという屈辱を味わったが、現在のフランスにもたらしたものは、すこぶる大きい。領土の上でも、普仏戦争でアルザス・ロレーヌを失ったが、これは第一次世界大戦後にドイツから取り戻している。むしろ、オーストリアの圧制に苦しむサルデーニャに三世が援軍を送り、見返りにニース、カンヌなど南フランス一帯を獲得した点を、もっと高く評価すべきである。南仏は、面積ではアルザス、ロレーヌより狭いが、価値は何倍も高く、現在でも観光資源として、フランスに多くの外貨をもたらしている。

産業革命をいち早く経験し世界一の大帝国になっていたイギリスで亡命生活を送ったことのあるナポレオン三世は、フランス人には珍しい英国蟲屑（anglophile）であり、英国との友好関係を基礎に露・奥に対抗しようとする対外政策（外交）を積極的におしすすめた。イギリスと組んで、あるいは地中海への南下をねらうロシアに干渉し（クリミア戦争）てその野望を阻止し（パリ講和会議）、あるいは清国（中国）と戦って（アロー号戦争）通商上の利権を確保した（北京条約）。アジアでは、阮朝ヴェトナムと戦って安南を征服したし、カンボジアを支配下に置いた。幕末の日本では、幕府に接近して、日仏修好通商条約（58年）を締結した〔こちらは薩長側についた英国に分があつた〕。アフリカでも、アルジェリア、セネガル、チュニジアを植民地にした。スエズ運河の着工、完成も第二帝政の時代になされた。

三世がセーヌ県令オスマン男爵に命じて行なったパリ大改造（都市計画、道路整備、ブローニュの森・ヴァンセンヌの森の建設、上下水道網の拡大、建物の高さ制限…）が現在のパリ（つまり、現在、人々がパリだと思っているもの。それは中世以来のパリとは別のものである。）の基礎を作った。加えて、フランスには、人口は少ないが、個性的で魅力的な町⁽³⁾がたくさんあるが、これを積極的に保護したのも、三世の賢明な選択であった。今でもパリのロシュシ

ユール大通りには「ナポレオン労働者団地」(Cité ouvrière Napoléon: 58, Bd de Rouchechouart)があつて、これは1848年末の選挙で、本命と見られていたカヴェニャックを破って第二共和国初代大統領に当選したばかりのルイ・ナポレオンが、通風、太陽光、清浄水を求める労働者のために、早速、建設した低家賃共同住宅である。託児所も併設したこの団地は、健康で住みやすい環境が提供されれば、労働者の生活は安定し、社会秩序も安定する(政治的自由は後回し)と考える、サンシモン主義者⁽⁴⁾としてのルイ・ナポレオン(いわゆる「馬上のサンシモン」)の姿勢を良く現わすものである。現在のフランスの遺産から判断すると、内政政治家としてのナポレオン三世の腕前は、なかなかのものであることが分かる。

第二共和国大統領ルイ・ナポレオンは、国民の支持(「ナポレオンの再来」)を背景にクー・デタを起こし(51年)人民投票により、皇帝になった(52年)。彼は、七月革命(1848年)で顕示された商工業ブルジョワジーの期待に沿う形で、いわゆる《殖産興業、富国強兵》政策を推進した。通常、第二帝政期は、1850年代の「権威帝政」(Empire autoritaire)と、「自由帝政」(Empire libérale)とに分かたれるが、権威帝政期の経済政策で重要なのは、公共事業と銀行改革とであり、自由帝政期の経済政策で重要なのは、株式会社の解禁(anonymat libre)である。

公共事業としては、鉄道建設、港湾道路整備、都市改革事業がある。特に鉄道敷設は順調に進み、1850年から1870年にかけて、営業キロ数で6倍増という驚くべき伸びを見せた(鉄道ブーム)。交通網の発達により、農業生産物、工業原料(特に、石炭、鉄鉱石)の移動が容易になり(交通革命)⁽⁵⁾、蒸気機関などを使った大規模な近代的工場(繊維、製鉄、造船、機械など)が作られた。これらの産業に投資して財を成す者も現われ、例えばアルザス地方ケ克蘭Koechlin一族のような財閥が出現した(20世紀の作曲家シャルル・ケ克蘭〔管楽器を巧みに用いた室内楽の佳曲で有名なポリテクニシャン。六人組の作曲家フランシス・プーランクの師匠。〕は、この一族に連なる。)社会的動乱(フランス革命、七月革命、二月革命など)のもたらず経済的混乱〔商業どころではないので、武器商人など限られた者しか繁栄できない〕によりイギリスからはだいぶ遅れたが、フランスもようやく産業革命の最盛期を迎えたのである。

銀行改革⁽⁶⁾では、当時フランス金融界の牛耳を執っていた金融貴族(いわゆる「オート・バンク」)⁽⁷⁾(Haute Banque)。ロートシルト、ラフィットなど、パリの銀行家は、国と大ブルジョワジーしか相手にしなかった(国債、為替、金取引、高利の手形割引など)ので、運転資金不足に悩む中小ブルジョワジー向けに手形割引の条件を緩和したパリ割引銀行⁽⁸⁾(Comptoir d'escompte de Paris)および商工信用銀行⁽⁹⁾(Crédit industriel et commercial)を設立して(59年)その欠を補った。フランス革命後に発生した産業資本(革命以前は商業資本〔そのかなりの部分は革命後も生き残って、クリストフルやバカラなど、フランスのブランド商品を豊かにしている。〕しか存在しない)は銀行融資に極めて慎重だったので、産業金融は未発達のままであった。この産業信用を興すために、三世は、2種類の銀行、即ち不動産信用銀行⁽¹⁰⁾(Crédit foncier)および動産信用銀行⁽¹¹⁾(Crédit Mobilier)を設立した。不動産信用銀行は、1852年2月28日のデクレ・ロワ(法令)により設立されたもので、主として農地を担保に低利の年払い利息(annuités)で長期に融資する銀行である。パリ、マルセユ、ヌヴェールのものが三大不動産信用銀行であったが、後にパリ不動産信用銀行が他の二行を吸収してフランス不動産信用銀行(Crédit foncier de France)になった。産業・商業向けの

専門の銀行として、1852年、資本金6000万フランをもって動産信用綜合銀行⁽¹²⁾ (Société générale du Crédit mobilier) が設立された。創設者のペレール兄弟 (frères Pereire) は、ポルトガル出身のユダヤ系銀行家で、これまたサンシモン主義者である。産業が発達するためには、銀行と鉄道網の整備が不可欠であると信じた兄弟は、一般大衆の余裕資金を結集して産業に投資するという新しい事業銀行を考案したのである。マルセーユでの不動産投資の失敗が原因で、結局、この銀行は1867年に崩壊する(71年解散)が、為替、手形割引などの従来の業務ばかりでなく、会社設立、有価証券発行、長期信用供与のような新しい業務を行なう新タイプの事業銀行 (banques d'affaires) 大いに歓迎された。他にも、ジェルマン Germain の作ったクレディ・リヨネ銀行Crédit Lyonnais (1863年)⁽¹³⁾ (もともとは地場の銀行であったが、後にフランス全土に展開) のみならず、信用を大衆化し、中小商工業者に役立つように意図されたソシエテ・ジェネラル銀行Société Générale (1864年)⁽¹⁴⁾ が、世間の支持を得て、大いに栄えた。フランス銀行Banque de Franceの役割の拡大(信用の供与)も重要であり、同行は1852年には株式・社債を担保に鉄道会社に貸付け、58年には5000万フランを鉄道会社に無担保で貸付けた。一般大衆が金属通貨(金貨、銀貨、銅貨など)以外に信用通貨を知るようになるのもこの時代である。500フラン紙幣(47年)、100フラン紙幣(48年)、50フラン紙幣(64年)、25フラン紙幣(70年)が、順次、発行された⁽¹⁵⁾。上述の商工信用銀行も、大衆向けに預金口座 (compte de dépôt) と小切手の業務を開始した。銀行改革の効果は着実に現われ、ゴールド・ラッシュの後、フランスに大量の金(ゴールド)が流入した影響を受けて、信用は増大し、殖産興業を支えた。銀行は、支店網により、大衆の資金を預金の形で吸い上げ、産業や国債(内外の)に投資するようになったのである。

会社法改正では、株式会社の設立に関して、従来の免許主義を廃して準則主義を採用した点が画期的である。これは「南海泡沫事件」⁽¹⁶⁾ 以来、禁止されていた株式会社を解禁することであり、この改革で産業資本は、新株や社債の発行により、容易に資金の調達ができるようになったのである。時代の要求する新製品または新サービスに伴う高いリスク(例えば最近の光ディスクなどを見ていても、どのディスクが業界標準になるかは、誰もわからない。)を民間の株式会社に負担させ、国は会社の利益に対して法人税を課す形で関与するという近代国家の基本がここに成立したのである。

当時、株式 (action) を発行する株式制会社 (sociétés par actions)⁽¹⁷⁾ として、株式会社 (sociétés anonyme) と株式合資会社 (sociétés en commandite par actions) とがあり、第二帝政時代に、この両者とも重大な危機を迎えていた。産業革命後の急激な変化(設備投資、商品の性能の向上、価格の下落など)に敏速に対応できるのは、この株式制の会社形態しか存在しないにもかかわらず、株式バブル崩壊の記憶がよみがえって、立法者は、会社設立に際して厳しい事前審査 (autorisation préalable) を廃止していいものかためらっていたのである。暗中模索で一時しのぎの法案を出しては廃案になり、ということを経年繰り返した後、ついに「株式会社を解禁する」(libérer l'anonymat) ことを決断したのである。1867年7月24日の法律 (=新会社法) (la loi du 24 juillet 1867 sur les sociétés commerciales) は、株式制会社にとって良き航海図として一世紀の間持ちこたえてくれるようにとの思いを込めて、制定されたものである。しかし、この新法には不備があり、絶えず手直しをせまられた。改正法には全面的刷新 (un renouvellement profond) の精神ありや否やが問われたのである。経済が発達す

るにつれて、資本主義の要求に最もよく適合する法的形態が株式会社であることはわかっていった。中世の王会（curia regis）以来の伝統を誇る法の牙城たるコンセーユ・デタ（Conseil d'état）〔行政上の諮問機関，立法審査機関，裁判機関を兼ねる〕も，このような動向をよく理解していた。制度の破綻は，主として事前審査システムから来ることが明白になり，特に株式会社の新規設立を妨げ，既存会社の株式会社への組織変更を阻害しているシステムの重さ〔煩雑さ〕（*lourdeur*）を如何にして除去することができるかが問題になった。事前審査という厳格な制限を撤廃してもいいのではないかと考えていた学者，実業家，サンシモン主義者もいて，1860年以降，皇帝にその廃止を迫る動きもあった。この問題では，政府内にも賛否両論があり，諮問を受けた商工会議所は，事前審査の継続を主張した。コンセーユ・デタも，司法裁判所も，解禁そのものには冷淡であった。このような雰囲気の中で，解禁の立法作業は続けられた。株式会社の改革に当り，株式合資会社が利用できないかが先ず検討された。株式合資会社に関する1856年7月17-23日の法律は，株式合資会社の設立とその発行する株式に関する厳格な手続を定め，会社の設立確定後，および会社取引開始後には，監査役会（*conseil de surveillance*）の設置を義務づけた。これに違反すると，民事・刑事の重い制裁が科せられた。監査役会を嫌った実業界は，株式合資会社そのものを設立しなくなり，長らく続いた株式合資会社の設立ラッシュの時代はついに終焉を迎えたのである。この形態の濫用を防ぐために，コンセーユ・デタや判例の実務を考慮して，同法は株式合資会社に厳格な構造を求めたが，そもそもこの法律には次の三つの致命的な缺陷があった。①株式合資会社といっても，会社の規模も内容も様々であるのに，全ての株式合資会社に（既存のものも含めて）厳格な手続を求めたこと。②会社の業務執行（*gestion*）に対する国家の介入（*immixtion*）の定義が曖昧でかつ不正確なこと。③監査役会構成員は，業務執行社員（*gérant*）と連帯して責任を負うことになっているが，事情を知らない監査役が責任だけなすりつけられるのは不公平であったこと。当時としては，かなり良くできた法律であったにもかかわらず，同法は，非難の集中砲火をあびて廃止のやむなきにいたった。株式会社制度は，凍結されたまま変わらなかったから，株式合資会社の失敗は，即ち株式制会社全体の失敗であったからである。

1863年頃から，株式会社の設立認可を廃止する方向に大きく流れが変わって，なお事前審査に固執するコンセーユ・デタは，激しい非難にさらされるようになった。事前審査は，業務執行の義務違反や詐欺行為を防止する有効な手段にはなりえないから，「保護にも，株主の財産や信用にも，ならない」と考えられるようになったのである。事前審査は，政府の保証と責任をもたらす限りにおいて，有害，危険ですらあるという者まででできた。経済的にいっても，認可主義は，契約自由の原則の例外に当りし，行政の監督は経済活動を促進するどころか，逆にこれを妨害，制約する恐れがあるし，何よりも帝国政府が標榜する自由主義（*libéralisme*）とも矛盾する。ナポレオン三世は，《商事会社に，より多くの自由を与え，かつ，常に幻想的な行政の責任から解放すべく》意図された新法案を発表した。これが1867年7月24日の法律（＝新会社法）である。同法は，株式会社および株式合資会社を対象とした詳細な規定を設ける一方，商事会社一般については公告の方法について補足的に定めるのみである。以後，株式制会社は，設立自由の原則（*principe de liberté de constitution*）の適用を受けることになった。既存の株式会社は，認可会社（*sociétés autorisées*）として存続するが，申請により新法下の会社に組織変更もなしうる。1863年の有限責任会社（*sociétés à responsabilité limitée*）に関する

る法律は廃止され、有限責任会社自体も廃止された。新会社法の立法者の目的は、①全ての株式制会社を事前審査から解放すること、および②濫用を防止するための予防的・抑止的規定により、設立自由の原則を制限すること、である。投機売買 (agiotage) も、資本の責任 (responsabilité du capital) のみに頼ることも、好まれない。学説によれば、同法の基本原理は、「規制された自由」 (liberté réglementaire) であるということになる。

株式会社設立に関する原則の変更は、思うに、いち早く設立自由を取り入れたイギリス法 (1856年7月14日の会社法 (Company Act)) の影響もあろうが、新会社法の規制自体は、コンセユ・デタおよび民事裁判所の判例の分析から導き出されたものである。株式制会社の発起人は、誰であれ、以前と変りばえのしない沢山の予防的措置および監督から成る詳細な規制に服従しなければならない。一個の法律の中に、1856年法と1863年法との両方の精神を纏め上げることこそ、立法者の目指すものであった。株式制会社に関する二つの編では、会社設立時における資本充実に要求し、業務執行者および取締役の行為を株主が監督する手段を豊富に提供した。従前の諸法によりすでに確立していたシステムを補完するために、新会社法は、株式合資会社に対して、株式会社よりもはるかに厳格な手続を求めた。ただし、会社の発起人と取締役との責任を強化する刑罰規定が設けられた他は、例えば会社文書に株式会社の形態と資本金額とを表示する義務付けを新設した他は、目新しい点はない。新会社法は、過去の遺産を忠実に継受したことは確かであるが、同時に多くの缺点をも含んでいた。①既存の法制を統一しようと急いだあまり、様々な法令中の株式会社・株式合資会社関連の規定が矛盾したり、不明確だったりしたこと。②株主、銀行、商工業者の利益に配慮したことが、さらに法の不備を生んだこと (取消の永続的性質、発起人・最初の取締役の負担する厳格な責任など)。③会社の公告の新方式が、安全を害する割にはコストがかかりすぎること。要するに、新会社法の重要な変更は、株式会社の事前審査の撤廃だけ、ということになる。株式会社形態は、もはや例外的なものではなくなり、以後、広汎に利用されてゆくことになる。株式会社の私的性格についても、政府の関与が少なくなった分、曖昧さは減った。もはやコンセユ・デタの設立審査もなくなったので、以前に設立されかつ旧法の適用ある例外的な株式会社を除外して、以後は全ての株式会社の取扱いが統一された。立法の不備、手続の過度の厳格さなど、批判は多いし、学説にはこの会社法を過渡期の立法 (texte de transition) であると評価する向きもある。しかし、決して長持ちすることはないという、大方の予想に反して、ナポレオン三世の新会社法は、実に100年の長きにわたって持ちこたえた大立法であったのである。

あとがき

フランス革命で王権が崩壊したことにより、ブルジョワジーは政治権力と財政権力とを獲得した。まさに「権力に到達したブルジョワジー」 (bourgeoisie au pouvoir) であり、それ以後、パリ・コミューンの時期を除いて、彼等は権力を手放したことはない。同時に、権力は、彼等の中でたらいまわし的に担当され、いわゆる二百家族 (200 familles) による支配が続き、政治的にも経済的にも新しい勢力が出にくい現状にもつながっている。ルイ14世は、賢明にも、自分の閣僚を全員ブルジョワから選び⁽¹⁸⁾、子孫にもこの方式を踏襲するよう遺言して死んだが、ルイ15世 (ルイ14世の曾孫) もルイ16世 (ルイ15世の孫) も、この遺言を守らずに宮廷貴

族を重用して、ブルジョワを退けた。時代は、領地に基礎を置く物権的社会から契約を中心とする債務的社会へすでに移行しており、この変化の中で頭角を現したのが、まさに、領地を抜け出し、都市に入り込み、富を蓄えた（それは針の穴を通るような困難な技であった）ブルジョワである。商法は、基本的にブルジョワの法であるから、商法史の研究には、ブルジョワ史（例えば、Régine Pernoud, *Histoire de la bourgeoisie en France*, 2 vols など）の研究が欠かせない。社会は変化し、経済も変化する。経済に網をかけて富を掬い取る技術の一部が商法である。産業革命により、経済的環境が激変したナポレオン三世の時代には、それに見合う道具立てが必要であり、彼は恐らくは動物的な勘で、それを感じ取っていたのであろう。彼は、鉄道、銀行、会社と、多くの経済改革を行ない、今から見ると不徹底のものも多いが、周囲のかなりの反対を押しつけての改革であるから、命がけてやり遂げたのであろう。

註

- 1 ナポレオン三世については、多くの伝記があり、それぞれ有益であるが、社会との関連でみると、ジョルジュ・ブラダリエ著『第二帝政』(Georges PRADALIÉ, “Le Second Empire” 4^eéd P.U.F, 1969, coll. 《Que sais-je?》 739) が、簡潔で役立った。
- 2 ナポレオン三世は帝国主義者であるといわれる。英国で“imperialism”（帝国主義）という言葉は、1850年代のナポレオン三世の攻撃的政策を指すものとして用いられていたが、後に誤って急進派や自由党が1870年代のディズレーリーの政策を批判するために用いるようになったとのことである。Richard KOEBNER, “Semantics and Historiography”, in *Cambridge Journal*, VII (1953)
- 3 小規模ながら蠱惑的な村 (de charmants petits villages) としては、アルカング (Arcangues), ビヨ (Biot), カステルモロン・ダルブレ (Castelmoron d’Albret), コロブリエール (Collobrières), ロクロナン (Locronan), モンソロ (Montsoreau) などが想起される。いずれも人口数十人から数百人の規模であるが、おいしいチーズ、ブドウ酒、中世の街並などで、内外の観光客を惹きつけている。
- 4 サンシモン主義というのは、大変分かりにくい考え方であるが、そのキーワードが「開発」(exploitation) であることから分かるように、潜在的な人間の能力を産業力として顕在化させることを目指すものである。(鹿島茂『バリ・世紀末パノラマ館——エッフェル塔からチョコレートまで』角川春樹事務所1996年, 203頁)。サンシモン主義者がナポレオン三世のもとに結集する様は、鹿島・同書198頁を参照。なお、SZRAMKIEWICZ, op. cit. pp.202-206にサンシモン主義についての解説がある。
- 5 ブラダリエの用語 (révolution dans les transports) PRADALIÉ, op. cit. p.57
- 6 ブラダリエは「銀行革命」(révolution bancaire) と呼んでいる。PRADALIÉ, op. cit. p.53
- 7 オート・バンクについては、Romuald SZRAMKIEWICZ, “Histoire du droit des affaires”, Montchrétien, 1989, pp.228-229を参照。
- 8 SZRAMKIEWICZ, op. cit. p.230
- 9 略称C.I.C., ズラムキエヴィッチは、これは英国のジョイント・ストック・バンクの焼直しだという。SZRAMKIEWICZ, op. cit. p.230
- 10 PRADALIÉ, op. cit. p.54
- 11 PRADALIÉ, op. cit. p.55
- 12 SZRAMKIEWICZ, op. cit. p.225
- 13 SZRAMKIEWICZ, op. cit. p.231-232
- 14 PRADALIÉ, op. cit. p.57
- 15 PRADALIÉ, op. cit. p.56-57。なお、19世紀のフランの価値は安定しており、1フラン=1000円で換算してよいと思う。鹿島・前掲書171頁参照。
- 16 南海泡沫事件については、アメリカ生まれの英国ジャーナリストのカウルズによる書物が詳細かつ有益であった。Virginia COWLES, “The Great Swindle—The Story of the South Sea Bubble”, Collins, 1960
- 17 会社法改正については、SZRAMKIEWICZ, op. cit. pp.317-320およびJean HILAIRE, “Introduction historique au droit commercial”, P.U.F.1986, pp.226-234を参照。
- 18 モレ (Molé), タゲソ (d’Aguesseau), ドルメソン (d’Ormesson), セギエ (Séguier) などの関係は全てブルジョワ出身 (d’origine bourgeoise) という。Régine PERNOUD, “La bourgeoisie”, P.U.F.

1985, coll. 《Que sais-je?》 n° 269, p.69。ベルヌー女史の別タイトルのクセージュ叢書の本（同じく n° 269）は、目次からいっても、内容からいっても別著といってよいほど異なっているが、ともに大変有益である。Régine PERNOUD, “Les origines de la bourgeoisie”, P.U.F.1964, coll. 《Que sais-je?》 n° 269（「ブルジョワジーの起源」）ルイ14世の親政の下でブルジョワ出身の閣僚が出たということは、ブルジョワが王権に到達したことを意味しない。ブルジョワは依然として王権（国王と宮廷貴族が構成する）に支配される側にいたのである（小林良彰『フランス絶対主義と市民革命』（風間書房, 2002年）254-255頁）。たといブルジョワが財務総監になったとしても、王家ならびに軍の予算は、減額を許されない聖域であった（小林・同書90頁）。この辺を誤解すると、フーケ（Fouquet）のように欠脚することになる（小林・同書255頁）。

参考文献

- 井上幸治編『フランス史』（世界各国史）（山川出版社, 1968年）
 鹿島茂著『怪帝ナポレオン三世——第二帝政全史』（講談社, 2004年）
 木下賢一著『第二帝政とパリ民衆の世界——「進歩」と「伝統」のはざま』（山川出版社, 2000年）
 窪田般彌著『皇妃ウージェニー——第二帝政の栄光と没落』（白水社, 2005年）
 小栗了之著『ナポレオン三世の生涯とその時代』（荒地出版社, 2001年）
 André NEURISSE, “Histoire du franc” 3^eéd. P.U.F.1974（邦訳 アンドレ・ヌリス『フランの歴史』（白水社, クセージュ文庫497）
 Jean-Pierre GAULLIER, “Le Système bancaire français” 2^eéd. P.U.F. 1975（フランスの銀行制度）
 Marcel NETTER, “Les Institutions monétaires en France”, 3^eéd, 1973（フランスの通貨制度）
 Geoffrey CROSSICK and Heinz-Gerhard HAUPT, “The Petite Bourgeoisie in Europe 1780-1914”
 Routledge, 1995（プティ・ブルジョア〔店主, 職人の親方など〕の歴史）
 François FURET, “Revolutionary France 1770-1880”, Blackwell, 1992（François FURET, “La Révolution”, Hachette, 1988の英訳）